

OGプライマリー・ポートフォリオ

投資方針書

(第17版)

2013年7月



アウター・ガイ事務所
OFFICE OUTERGUY

アウター・ガイ事務所

アウター・ガイ

1. 目次

1. 目次	2
2. 用語の定義	3
3. 基本事項	4
(1) 目的	4
(2) 期間	4
(3) 利回り	4
(4) 原資	4
(5) 準拠法	4
4. 投資規則	5
(1) 制限	5
(2) 開始	5
(3) 継続	5
(4) 終了	5
(5) 中止	5
(6) 臨時払込	5
(7) 臨時引出	5
(8) 損益の処分	5
(9) 株主優待権利の処分	5
(10) 議決権の行使	5
(11) 借入	5
(12) 貸出	6
(13) 公開	6
5. 投資基準	7
(1) アセット・アロケーション	7
(2) 個別銘柄	7
(3) コスト	7

2. 用語の定義

- 投資者とは、アウター・ガイを指す。
- 現預金とは、現金、および預金を指す。
- 有価証券とは、上場株式、E T F（上場投資信託）、投資信託、および債券のうち、内国籍のものを指す。
- 金融商品とは、現預金、および有価証券を指す。
- 四半期末とは、各年の3月31日、6月30日、9月30日、および12月31日を指す。
- 払込日とは、各月の1日を指す。
- 買付日とは、各月の4日、10日、17日、21日、および27日を指す。ただし、金融商品取引業者の定める休日の場合、翌営業日とする。
- ポートフォリオとは、O Gプライマリー・ポートフォリオを指す。
- 純資産総額とは、直近の四半期末におけるポートフォリオの時価を指す。

3. 基本事項

(1) 目的

投資者の退職後、または無就業の期間に充てるべき生活費として、30,000千円を形成する。

(2) 期間

2010年1月1日から2029年12月31日までの20年間とする。

(3) 利回り

期待リスク15.0%に対して、期待リターン5.0%を目標とする。

(4) 原資

3,800千円とする。

(5) 準拠法

日本国法とする。

4. 投資規則

(1) 制限

投資は、投資者の資産により、かつ投資者の判断により行わなければならない。

(2) 開始

期間が開始した場合、投資を開始しなければならない。

開始は、原資の拠出により行う。

(3) 継続

期間が開始し、かつ終了していない場合、投資を継続しなければならない。

継続は、現預金の払込、かつ有価証券の買付により行う。

現預金の払込は、原則として払込日に行う。ただし、各月につき200千円を上回ってはならず、真にやむを得ない場合を除き、各年につき240千円を下回ってはならない。

有価証券の買付は、原則として買付日に行う。

(4) 終了

目的を達成し、または期間が終了した場合、投資を終了しなければならない。

終了は、有価証券の売付、かつ現預金の引出により行う。

(5) 中止

投資者が死亡し、または純資産総額が500千円を下回った場合、投資を中止しなければならない。

中止は、有価証券の売付、かつ現預金の引出により行う。

(6) 臨時払込

臨時に現預金の払込を行ってもよい。ただし、各月につき800千円を上回ってはならない。

(7) 臨時引出

真にやむを得ない場合に限り、臨時に現預金の引出を行ってもよい。また、必要に応じて、有価証券の売付を行ってもよい。ただし、純資産総額の80.0%を上回ってはならない。

(8) 損益の処分

損益は、再投資しなければならない。

(9) 株主優待権利の処分

株主優待権利は、時価で処分し、再投資しなければならない。ただし、合理的な時価を算出できない場合に限り、無償で処分してもよい。

(10) 議決権の行使

議決権は、行使しなければならない。

(11) 借入

有価証券の借入は、行ってはならない。

現預金の借入は、投資者からの借入に限り、行ってもよい。ただし、担保、保証、および利息を設定してはならない。

(12) 貸出

有価証券の貸出は、金融商品取引業者への貸出に限り、行ってもよい。ただし、純資産総額の20.0%を上回ってはならない。

現預金の貸出は、金融商品取引業者への預入に限り、行ってもよい。

(13) 公開

継続の状況、および議決権の行使の状況は、原則として公開しなければならない。

5. 投資基準

(1) アセット・アロケーション

投資は、適正なリスク水準の下で最大のリターンを獲得することを目的として、下表に示す投資対象の投資割合を維持するように、かつ原則としてベンチマークと連動するように行わなければならない。

投資対象		投資割合	ベンチマーク
株式	内国	25.0%	TOPIX
	外国	先進国	MSCI コクサイ・インデックス (円換算)
		新興国	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (円換算)
債券	内国	20.0%	NOMURA-BPI 総合
	外国	先進国	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、円換算)
		新興国	JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド (円換算)
不動産	内国	2.5%	東証 REIT 指数 (配当込み)
	外国	2.5%	S&P 先進国 REIT 指数 (除く日本、配当込み、円換算)
現預金	内国	2.5%	普通預金 (平均年利率)

(2) 個別銘柄

内国株式の個別銘柄は、配当金、および株主優待権利の獲得、または資本政策を目的として、選択してもよい。ただし、各個別銘柄の投資割合は、純資産総額の 10.0% を上回ってはならない。

内国債券の個別銘柄は、公共債に限り、選択してもよい。

(3) コスト

金融商品の売買手数料は、売買総額の 1.0% を上回ってはならない。

E T F、および投資信託の信託報酬、および信託財産留保額は、1.0% を上回ってはならない。